

見本

(設問1)

1. 二重起訴の禁止(民訴法102条)とは、既に裁判所に提起された事件を、重ねて提起することができないものである。同条の趣旨は、被告の法的地位の予備判決の防止の点にある。

2. さて、平成39年判決は既に訴訟物としての債権も他の訴訟物において自衛債権とするときは、防御方法の提出に妨げられ、更に予備提起をいにはならないが、上記趣旨が受けたため同条の趣旨を適用により相親の扶養の提出を認めないというのである。

3. 本問の検討

(1) 既判力の争う接触について

既判力(114条項)とは、前訴訟確定判決の既判力に対する適用をいふ。この上は相親が認めたことは終局的な点に根拠がある。さてこの既判力の客観的範囲は、争う事項の範囲から訴訟物について認められる。

さて、一旦提起された反訴が予備的反訴として扱われる場合、平成18年判決の趣旨より反訴請求債権について本訴で自衛債権として既判力あり判決がなされた場合には、その部分について反訴請求は認められない。すなわち、本訴で既判力あり判決がなされた債権の部分について反訴における訴訟物とはならず、再訴訟にあり、重複して既判力の判断がなされることはない。

よって、予備的反訴として扱われると、既判力の争う接触がなされないといえる。

(2) 2つの利益の争いについて

→ 相親の「同姓」争い?

第1問

争争の素に防止
↓
必要性
↓
二重起訴を
拒絶する
自衛債

相親の扶養・管理料に
場合の二重起訴

→ 予備的反訴に該当する?

見本

相親による簡易迅速かつ確実な債権回収の期待の利益といふのは、相親により消滅する債権の部分に生じる期待である。他方、債務者も得ることとなるのは、本訴又は反訴において訴訟物として請求が認められず、その部分に限り訴訟が終了することである。

よって、上述のように、予備的反訴として扱われる場合には、相親の同一部分について、相親により消滅し、反訴での訴訟物の部分から認められることはあり得ない。よって、予備的反訴として扱われる同一部分について、相親により消滅することと債務者も得ることとはせず、「相親に生じた自衛債権について債務者も得ることとはないため、その利益を争うことはできない。」

(2) 処分権主義との関係

処分権主義とは、訴訟の開始、裁判の進行、その範囲の確定、訴訟の終了につき、当事者が主導権を握るものである。この趣旨は、原告の意思の尊重、被告の防御の防止の点にある。よって、処分権主義違反は、その部分から、その趣旨を没却し、その部分に限り判決が行われる。

再反訴原告として、反訴により、請求代金債権を回収すること目的として、この原告の意思である。よって予備的反訴として扱われる場合、相親が認めたことは反訴請求が認められ、相親により自衛の債権が相親の債権と対当して消滅するから反訴請求も迅速かつ確実な自身の請求権回収債権を回収することとなる。よって、原告の意思には反しない。

他方、反訴被告として、反訴が提起された時点で、最大で300万の請求が認められ、原告も生じている。よって、予備的反訴として扱われる

→ 相親の「同姓」争い

「TANZU」plumier?
TANZUという理由で原告(原告)の意見は反対に
出ている。

反訴請求については本来判決で得られていた
反訴原告の利益とは何か、よってどう下すか。

見本

第1問

1 場合には、相殺で消滅した債権について、反訴請求で認定
2 されている。二重に請求しておりはならない。よって、反訴請求は、上記300
3 万円を建てて支払いを命じ、不足額を自己負担し、滞り防止上
4 でも問題はない。
5 よって、双方請求は成立する。
6 また、上記の通り反訴原告の利益を享受している。
7 したがって、本件において反訴請求債権を自己債権として求
8 訴請求債権と比較しても、二重請求禁止の趣旨には反しないから、公平
9 な解決には抵触しない。
10 [設問2]
11 1. 上記のとおり、裁判の確定前に、上級裁判所に於いて、原裁判の取消を
12 求め不服申し立てない。よって、上訴審において、不服申立ての程度には、
13 いのち、変更や取消しをすることができない(不利変更禁止の原則)。(24条、30条)
14 2. よって、本問では、控訴審での判決については、不利変更禁止原則
15 に抵触しないから、これを判断する。
16 (1) 第一審判決
17 「設問1」で述べた通り、既判力は訴訟物の範囲で生じる。よって、本問に
18 いて、11条破綻により、相殺の成立として動いた債権にも生じられた。この場
19 合に、訴訟物と為る範囲で消滅した部分の不存在について、既判力が及ぶ
20 と考えらる。
21 4. 第一審判決では、XのYに対する損害賠償請求権(以下「債権」と
22 する)の不存在について、よってYのXに対する貸付金請求権(以下「債権」と
23 する)の不存在について生じている。

是付内=

見本

第一審判決取消、請求率、
ケース。

第1問

1 1. 控訴審での心証
2 控訴審での心証通りの判決を下す場合、債権①が存していると認めら
3 れる。よって、債権①の不存在は既判力が及ぶことになる。よって、債
4 権②については、判断を要せず、これについては存する既判力が及ぶ。
5 (2) 両者の比較
6 上条のよって、第一審判決が確定した場合、債権①及び債権②の
7 存在が確定する。控訴審での心証通りの判決を下すことにより、不
8 存在の既判力が及ぶ。よって、後者は、今後、訴訟から債権
9 ②の請求をすることができず、控訴人にとって不利な判決といえる。
10 したがって、控訴審は、控訴棄却により、第一審の判決を確定せしめ
11 なくてはならない。
12 [設問3]
13 1. 既判力とは、前訴確定判決の後に争うことができる同一の既判力の範囲で、
14 紛争の防止防止に必要と認められる手続保障に基き、自己責任になる。
15 よって、既判力は訴訟物に及ぶことから、既判力は、①訴訟物の同一、②
16 判決関係において、③争点関係に及ぶことから、既判力の作用
17 1. 前者者は、既判力の存在を判断するに当たって、裁判所は、XのYに対する
18 損害賠償請求権とYのXに対する貸付金請求権の存在を判断する。既判力の存在
19 判断を前提として、裁判所は、XのYに対する損害賠償請求権の存在を判断する。
20 2. 不当利得返還請求権。要件は、①原告の利益、②原告の損失、③
21 ①と②の因果関係、④の利益は、法律上の原因がなくて、才
22 問では、Xが報酬額の利益を得ていること(①)、Yが報酬額の損失
23 を受けていること(②)。

問題文に添えて、
記載した方がよい。

見本

受ける

指図が
ない

第
1
問

1 在受けること(10)、(11)の間の因果関係が認められ(10)、Xは請求代
2 金の請求を受けるという権利を得ているが、これは、存在し、損害賠償請求
3 権との相殺が認められ、これにより、法律上の原因がある、
4 3 Xは、前訴確定判決において、請求代金債権の存在が認め
5 いる。なお、14条2項は、相殺に用いた債権の相手方消滅した
6 存在に既判力が及ぶ旨の趣意であり、前訴では相殺の自由債権
7 金額が対等額として消滅しているからである。
8 Yの自身に損失が及ぶ旨の主張は、実際には、損害賠償請求権が
9 存在するが、これを請求するところから、これを損失であるという点で
10 あり、この損害賠償請求権が存在する旨の主張は、前訴確定判決
11 に矛盾するもので、既判力の消滅的作用が及ぶ。
12 4 したがって、Yの請求は認められず、
13

以上

→というところあり。

文章が
ない